

延長保証サービス「のびるクン Select for スマートデバイス」保証規程

本書は表面上記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、本保証期間中に自然故障が発生した場合は、その故障の修復作業・費用をディアイエスサービス&サポート株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤママルチメンテナスソリューションズ株式会社（以下「YMM」といいます）及び株式会社プロダク・ワランティ・ジャパン（以下「PWJ」とい）、Dsas 及び YMM と併せて「サービス提供者」といいます）が保証する内容を規定するものです（但し、保証規程に基づく）。

1.（定義）

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。

- 登録機器： サービス提供者が本保証を実施するスマートフォン等の機器をいいます。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとします。指定のない登録機器については本保証の対象外となります。
- 本保証：登録機器に保証期間中に本規程所定の故障が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障等の修理（修理保証）、または同等製品への交換（代替品の提供）を実施することをいいます。
- お客様：本保証に申し込み頂くユーザーをいいます。
- ユーザー：2.（申し込みの手続き）に基づき申し込み、サービス提供者で本保証をご利用出来ると承認しユーザーとなります。
- ユーザー登録書：お客様が本保証を申し込むのに必要なお客様情報、登録機器の情報を記入して登録申請をする申込書をいいます。
- 保証書： サービス提供者が本規程に基づき保証をする旨を記載した証明書をいいます。
- 修理依頼書：登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者等に修理を依頼する書類をいいます。
- 同等製品： サービス提供者が登録機器と同じ性能をもった別型の商品をいいます。
- メーカー：登録機器の製造でサービス提供者が指定するものをいいます。
- メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本件保証の申し込みに関しては、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限定します。
- 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間であり、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日欄記載の日までの期間とします。
- 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的、機械的故障で目による保証規程にて保証の対象とならぬ故障をいいます。
- 全損： 「自然故障」の見積修理代金が以下に定める「保証限度額」以上となる故障をいいます。
- 見積修理代金：お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様へ提示する金額をいいます。
- 保証上限金額：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額をいいます。
- 保証実施時期：保証書に記載した修理費用の限度額をいいます。自然故障の場合には、保証上限金額が保証限度額となります。

2.（申し込みの手続き）

- 本保証をご利用頂くには、同梱されているユーザー登録書に必要事項を記載の上、同記載のサービス提供者の問い合わせ先住所まで郵送してお申し込みください。ご送付頂いた後、サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録の上、お客様へ書面もしくは電子的方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を行うことを承諾したものとします。
- 前項の申し込み内容に基づき、サービス提供者において本保証をご利用出来る「ユーザー」としての登録を承諾し、かつ30日以内に、サービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - ① お客様が存在しない、あるいは偽名を使っているとき。
 - ② お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
 - ③ 保証内容確認と重要事項の同意欄の押印がないとき。
- 購入日から30日以内に、本条1項で定める申し込み内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者もその場合、お支払い頂いた代金を返金いたしません。

3.（保証内容）

- 本保証への加入可能な登録機器：登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。
- 保証期間の起算日は、登録機器のメーカー保証期間の開始日よりとします。
- 保証期間中に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、下記記載のサービス提供者が「お客様窓口」に連絡頂き、サービス提供者からの指示に従って修理を依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無料で修復いたします。依頼の際、プログラム、データ、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付加物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を本保証書と修理依頼書と共に サービス提供者に修理をご依頼ください。登録機器とこれらが記録又は付加された状態で引き渡された場合は、サービス提供者はこれらのプログラム、データ、記録媒体、部品及び付加物には一切責任を負いません。
- 登録機器が、サービス提供者が定める出張、引取修理対象品である場合に限り、出張修理又は引取修理での修理保証を行います。この場合の出張料・引取料は本保証に含まれません。持込修理対象品の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂く・修理保証を行います。この場合の往復の送料も保証に含まれません。
- 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担頂く場合は修理を承りますが、この場合には修理をむかへ保証が終了及び代替品の提供はありません。尚、前項のいずれの場合も、事前にサービス提供者の了解を得て他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4.（受付時間）

サービス提供者が修理の受け付けまたは本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.（修理依頼）

- 本保証に基づき「自然故障」の修理を依頼される場合は、3.（保証内容）(3) 所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理を依頼ください。
- サービス提供者は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、または一部を第三者に委託する事が出来るものとし、お客様はこれを承諾するものとします。
- メーカー保証期間中に登録機器に、メーカーが定める条件に基づき、メーカー保証の対象となる故障等が発生した場合、サービス提供者が「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うことができます。この場合、3.（保証内容）(4) 記載の発送及び引取りに係る仕度送料は、サービス提供者にご負担いたします。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件にて対象となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.（データ）

- 本保証に基づく修理の際に預かりする登録機器の取り扱いや格納されたお客様固有のデータまたはプログラムのセキュリティ管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、バックアップをお客様にて実施の上お預けください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、お客様においてお客様固有のデータまたはプログラムを削除した上でお預けください。
- 本保証に基づく修理の実施によりお客様の固有のデータやプログラムの失われることがありますが、サービス提供者は登録機器に格納されたお客様固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。
- お客様がお客様固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いません。

7.（自然故障に起因する代替品の提供）

登録機器に「自然故障」が発生し、かつサービス提供者による見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合は、「全損」と認定し、同等製品を代替品として提供することで、修理に代わさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も含まれます。但し、保証上限金額の範囲で、代替品の提供が難しいサービス登録機器購入金額の一部のご負担を頂きます。お客様にご負担頂く金額は、代替品の交換価格から、保証限度額を排除した差額となります。また、代替品の提供に際しかかる前記差額をサービス提供者に負担頂く頂く場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。尚、これら所定の費用をお客様が負担頂きたい場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様にサービス提供者所定の条件で、お客様に返却しますがかかる登録機器をお客様に返却する義務を負うものではなく、サービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8.（代替品への保証について）

- 前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されないとし、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し、機種または品名、品番その他の指定を行うことが出来るものとします。
- 本条に基づく代替品の提供により、本保証は終了します。また、代替品が提供された場合には、修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何れかサービス提供者が移転するものとし、サービス提供者は、爾後、かかる登録機器をお客様に返却する義務は一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。

9.（失効）

- 次の場合、本保証に基づく保証は失効するものとします。
 - 1) 保証期間が終了したとき。
 - 2) 本保証による1回の見積修理代金の合計が登録機器の保証限度額以上となり、「全損」と認定され、7.（自然故障に起因する代替品の提供）に基づく代替品が提供されたとき。
 - 3) 保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたとき。
- 初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者が「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。本通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられないこととなりますのでご注意ください。また、本条での交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11.（保証条件）

次の場合には、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。

- サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたとき。
- 修理の際、本保証書の提示がないとき。
- 登録機器に必要記述事項の記入がない場合、あるいは文字を書き換えられたか、書き加えられたとき。
- 登録機器購入後以外に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
- 本保証規程の12.（保証対象外の費用等）、13.（保証の対象とならない場合－その1）、14.（保証の対象とならない場合－その2）に該当する場合。

12.（保証対象外の費用等）

- 次に挙げる費用は、本保証の対象とはなりません。
 - 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理費用。
 - 登録機器の補助記憶装置交換や搭載補助記憶装置における工場出荷時の状態からパーティション及びファイルシステムの変更を行った場合に伴うハードウェア費用。
 - 登録機器のハードウェア（具体的症状が発生しない登録機器の点検、部品交換等）費用。
 - 修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による登録機器に生じた故障または損害。
- 地震もしくは噴火又はこれらによる津波、及び、ガス害・塩害・公害による登録機器に生じた損害。

- 登録機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
- 登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル・コード・PCカード・フロッピーディスク等、外部スベリ等の付属品・アクセサリー類、その他サービス提供者が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード/拡張メモリ等）、バッテリー、電池、周波数変更部品、ケーブル、配線、電線類による断線や断線による故障又は損害。
- 登録機器に格納されたソフトウェアのウイルス・コンピュータウイルス等による故障又は損害。
- 設定等によるソフトウェア障害又は不正なインストールや設定による劣化（画面の低下、フォアの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付き等）。
- 登録機器の表示装置パネル及びワウグライの経時による劣化（画面の低下、フォアの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付き等）。
- お客様が登録機器の不適切な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
- 燃料物質量（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは燃料物質量によって汚染された物（原子核分裂生成物を含むもの）の放射性、燃発性その他有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障又は損害。
- 落着、破裂、爆発等の自然災害による故障又は損害。
- 外部からの物体の落下、飛来、破損、破裂、火災、異常電圧、水濡れ、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた故障又は損害。
- 地震変動又は地盤沈下を原因とする事故又は損害。
- 登録機器の故障又は損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
- 登録機器の使用上以外の外観の不潔、症状の出現不良等。
- 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機種の改造又は付加（CPU、メモリー、補助記憶装置、CD・DVD、BDドライブ等の部品交換・調整を含みます）により生じた登録機器の故障及び損害。
- 登録機器の機械的、機種の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
- 登録機器を車両、船舶等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
- 登録機器の差し押さえ、徵発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
- 登録機器の盗竊、紛失、詐欺または横断による損害。
- お客様の故意・重過失により生じた損害。
- メーカーの修理、事業撤退等によりメーカーがその責任による登録機器の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同等条件での修理可能な第三者がいる場合は除く）。
- 登録機器以外の製品（シリアル番号が異なる等）に生じた損害。

14.（保証の対象とならない場合－その2）

- 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
 - 登録機器の引渡時に自動的に交付される本保証書以外の保証書（メーカー保証書を含む）又は保険を用いて修理又は賠償が可能な故障及び損害の場合。
 - 保証期間が終了した後（全損による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
 - 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
 - メーカーが登録機器のコール宣言を行った後の理由とならぬ部位にかかると登録機器の修理、又、リールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた人身障害（障害に起因する死亡を含みます）。
 - 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の財物被害の損害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害、経済損害）。

15.（お客様負担費用について）

- 以下の保証対象外の事項において発生した費用についてはお客様が負担いたします。
 - 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 登録機器の故障診断やお見積り後、保証修理対象外と判断された故障の場合における有償修理又はキャンセルに伴う費用。

16.（秘密保持）

- お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（12.（保証対象外の費用）に基づきサービス提供者が委託処理業務に開示する場合は除きます）の開示または漏洩してはならないものとします。
 - 上記（1）にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手出来る情報。
 - ② 知得時に既に保有していた情報。
 - ③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。
- サービス提供者は、本保証書に記載されたお客様の情報をお客様に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用いたしません。

17.（個人情報）

- サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YMM 及び PWJ が公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。
- サービス提供者は、次の各号に該当するときは除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
 - ① お客様の同意がある場合。
 - ② お客様個人の識別が出来ない統計データ等二次的データとして開示する場合。
 - ③ 本保証履行の爲の業務委託先、提携先（保険代理店、保険会社を含む）に開示する場合。
 - ④ 法令により開示が求められた場合。
- サービス提供者は、お客様よりご提供頂いた個人情報、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

18.（本保証の提供の中止）

サービス提供者は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したときは、お客様に何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といえどもサービス提供者はお客様に代金を支払う責任を負いません。

- 本保証の条件に違反し、書面による催告後 30 日以内に当該違反が修正されなかったとき。
- 差し押さえ、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられたとき。
- 自ら降り出し、もしくは引受けた手形または切手つき書、不渡処分を受け受取支払停止状態に至ったとき。
- 民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産手続の開始及び破産宣告を受けたとき。
- 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または組織変更決議をしたとき。
- その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

19.（反社会的勢力との関係遮断）

お客様は、サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。なお、お客様が、本保証期間内に本条のいずれかに反することがあった場合には、サービス提供者は、何らの催告を要せずとも、本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といえどもサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたしません。

- 反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- 自ら役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。

- 本契約の有効期間内、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

20.（損害賠償）

お客様は、本保証に関してサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実には発生した直接かつ通常の損害を限りサービス提供者に請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担する損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

21.（規程変更）

お客様は、本規程内容を変更する必要が生じた場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとし、変更後の本規程が記載された本保証（Dsas のホームページで公示する書類を含む）を購入したお客様より変更後の本規程が適用されるものとします。尚、変更後の本規程はDsas のホームページで公示いたします。

22.（交換部品の所有権）

本保証の修理保証に際して交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

23.（合意省略）

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専断的管轄裁判所とします。

24.（本保証の解除）

- お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口ご連絡のうえ所定の手続きによるものと、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、サービス提供者に対してキャンセル料等の債権がない場合に限ります。
- 前項の規定にかかわらず、登録機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合および第2条2項に定めるサービス提供者が「ユーザー」としての登録を承諾しない場合には、お客様に登録機器を販売した販売会社が保証料の全額返金を行うものとします。

25.（保証料の損害保険充当）

- サービス提供者は、本保証を担保として、損害保証書（以下「本保証書」といいます。）とサービス提供者を被保険者とする保証契約（以下 「本保証契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しております。本保証契約の締結経路、保険金請求手続きその他に関し、サービス提供者が委託 することについてお客様より事前にご同意頂いているものと、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前述の手続きはサービス提供者を行います。
- 本保証は、お客様に於て本規程に従い保証修理を提供し、本保証契約に基づき本保証会社より受領する保険金を当該保証修理に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても、本保証会社の調査が入る場合があります。

2016年9月1日 第2版

サービス提供者：ディアイエスサービス&サポート株式会社／ヤママルチメンテナスソリューションズ株式会社／株式会社プロダク・ワランティ・ジャパン
お客様窓口（クローン保証窓口）0800-080-0025 フリーコール
受付時間：10：00～19：00（日曜・祝日休）E-Mail：dts@kuroneko-hoshio.jp